

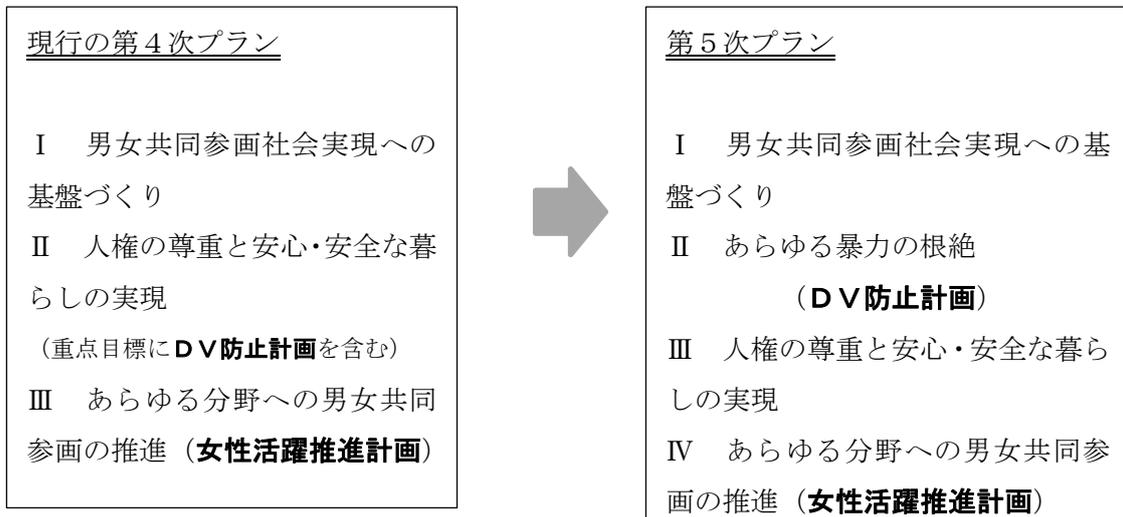
## 第5次津山男女共同参画さんさんプランの策定について ～概要～

- 1 計画期間 5年間（令和5～9年度）
- 2 めざす姿 「男女がともにさんさんと輝けるまち津山」 ※第1次プランから継承
- 3 基本理念 「津山市男女共同参画まちづくり条例第3条」による7項目

|   | キーワード                              | 条 例 文   |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 人権尊重とDV防止                          | 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的な扱いや暴力を受けることなく、男女の人権が尊重されること。                         |
| 2 | 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し           | 性別による役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。               |
| 3 | 政策・方針決定過程への男女共同参画推進                | 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。          |
| 4 | ワーク・ライフ・バランスの実現                    | 家族を構成する男女が、相互の理解と協力の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができること。             |
| 5 | 生涯を通じた男女の健康支援と、性と生殖の健康・権利に関する意識の浸透 | 男女が、生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に健康であって、相互の理解と協力の下に、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されること。 |
| 6 | 地域社会における男女共同参画の推進                  | 男女が、自らの意思によって対等な立場で社会活動に参画することによって、豊かで活力あふれる地域社会を創造すること。                        |
| 7 | 国際化社会に対応する男女共同参画の取り組み              | 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。                        |

### 4 現行プラン（第4次プラン）と第5次プランの違い

体系については、第4次プランを踏襲しつつも、「DV防止計画」を重点目標から基本目標に格上げし、4つの柱とする。



# プラン体系図 新旧対比表

第4次さんさんプラン

| 基本目標  | 重点目標                               |
|---|------------------------------------|
| <b>基盤づくり</b><br>I 男女共同参画社会<br>実現への基盤づくり                       | 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり   |
|   | 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実            |
| <b>人権・安心</b><br>II 人権の尊重と<br>安心・安全な暮らしの実現                     | 3 男女間のあらゆる暴力の根絶<br><b>(DV防止計画)</b> |
|   | 4 生涯を通じた男女の健康支援                    |
|   | 5 地域社会における男女共同参画の推進と安全・安心な環境づくり    |
|   | 6 国際化社会に対応する男女共同参画の取り組み            |
| <b>能力発揮</b><br>III あらゆる分野への<br>男女共同参画の推進<br><b>(女性活躍推進計画)</b> | 7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大               |
|   | 8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現        |
|   | 9 働く場における男女共同参画の推進                 |

DV防止計画は、「重点目標」ではなく「基本目標」に格上げする

「国際化社会」については、内容を分割し、主要施策で記載する

第5次さんさんプラン

| 基本目標   | 重点目標                                    |
|--|---|
| <b>基盤づくり</b><br>I 男女共同参画社会<br>実現への基盤づくり                      | 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識づくり        |
|  | 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実                 |
| <b>人権・安心</b><br>II あらゆる暴力の根絶<br><b>(DV防止計画)</b>              | 3 暴力の防止及び抑制に向けた取組                       |
|  | 4 被害者等救済体制の充実                           |
|  | 5 被害者の自立を支援する環境整備                       |
|  | 6 関係機関との連携強化と民間団体との協働                   |
| <b>人権・安心</b><br>III 人権の尊重と<br>安心・安全な暮らしの実現                   | 7 生涯を通じた健康支援                            |
|  | 8 地域社会における男女共同参画の推進と多様性を尊重する安全・安心な環境づくり |
| <b>能力発揮</b><br>IV あらゆる分野への<br>男女共同参画の推進<br><b>(女性活躍推進計画)</b> | 9 政策・方針決定過程への女性の参画拡大                    |
|  | 10 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現            |
|  | 11 働く場における男女共同参画の推進                     |

## 5 スケジュール (予定)

|       |         |               |
|-------|---------|---------------|
| 令和3年度 | 8月      | 市民アンケート (実施済) |
| 令和4年度 | 7月27日   | 審議会へ諮問        |
|       | 10月     | 審議会より答申       |
|       | 11月～12月 | パブリックコメント     |
|       | 3月      | 公表            |